

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・
☆
☆ 農業担い手メールマガジン（第181号）
☆
◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・

♪～♪
（3つのステップで経営改善！）

「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

♪～♪

—インデックス—

- 現場の皆さんへ ～農地中間管理機構関連2法案が成立しました～
- お知らせ ～青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」誕生！～
- 担い手のための耳より情報 ～「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」～

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

～農地中間管理機構関連2法案が成立しました～

平成25年12月5日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立し、12月13日に公布されました。

これらの法律は、我が国農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積・集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に設立するとともに、機構の設立に合わせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるものです。

詳しい内容は以下のとおりです。

～1. 農地中間管理機構が設立されます～

農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、来年度から都道府県に1つずつ農地中間管理機構を設立します。

農地中間管理機構では、地域の分散した農地を借り受け、必要な場合には基盤整備等を行って使いやすくした上で、まとまった形で担い手の皆さんに貸し出します。

活用方法の一例として、以下を想定しています。

（高齢の方々が農業経営からリタイアするとき）

リタイアする方が、まず県の第三セクターである機構に農地を貸し付け、機構は担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸すること

が可能となります。

(地域の担い手相互間で分散錯綜している利用権を交換したいとき)

利用権の交換を希望する担い手それぞれが、まず機構に利用権を移転し、機構は利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。

(農地を貸し付けたいが、受け手がないとき)

機構が農地を借り入れて適正に管理するとともに、機構は並行して借受希望者の募集等を進め、場合によっては市民農園・新規就農者研修農場等としての活用の可能性を探ることで、早期に農地としての有効活用を図ることが可能となります。

○ 人・農地プランとの関係

この制度を推進するに当たっては、「人・農地プラン」の話合いの中で、地域でまとまって農地中間管理機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿です。

このようなことから、「人・農地プラン」は農地政策の基礎であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

■ お問い合わせ先

経営局農地政策課保有合理化G (Tel:03-6744-2151)

～2. 新規就農者向けの融資制度（就農支援資金）が変わります～

就農から5年目までの方を対象に、就農計画の認定を受けた新規就農者が、農業機械・施設等を導入する際に必要な資金を無利子で融資する就農支援資金について、さらなる新規就農者の増大に向けて見直しを行い、新たに「青年等就農資金」を創設します。

具体的には、就農計画の認定主体を都道府県から市町村へ切り換えるとともに、貸付主体を都道府県から、既にL資金などで地域農業の担い手向け融資の実績が豊富な日本政策金融公庫に変更します。この見直しの狙いは、「人・農地プラン」の推進や青年就農給付金（経営開始型）事業との連動、さらには、認定農業者制度との一体的な運用により、就農段階から経営の改善・発展段階まで一貫したきめ細やかな支援を行い、関係者皆で新規就農者を地域の担い手に育てていくことにあります。

■ お問い合わせ先

経営局就農・女性課 (Tel:03-3502-6469)

～3. 意欲ある農業法人を金融面から強力に支援します～

規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が強力に促進されるよう、多様な投資主体（投資事業有限責任組合）による農業法人への投資が可能となりました。

■ お問い合わせ先
経営局金融調整課 (Tel:03-6744-2167)

■ これら本法律成立に関する詳細はこちら
→ <http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/index.html>

■ ご意見・ご質問は以下へお願いいたします
→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/3eac.html>

◆◆◆お知らせ◆◆◆

～青年新規就農者ネットワーク「一農（いちのう）ネット」誕生！～

農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる「青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）」を12月に創設しました。

まずは、「一農ネット便り」として新規就農に関する最新情報を農林水産省からダイレクトに発信、今後は皆様の声を政策に反映させるためのアンケート調査や交流会の実施なども予定しています。

青年就農給付金の受給者や農の雇用事業の研修生などの新規就農者の皆さん、また、就農を希望する方や、そんな彼らを応援していただいている方など、どなたでもご参加いただけます。

将来、地域の担い手として活躍していく若者たちを応援するネットワークです。一農ネット参加希望者の方は、まずメルマガ配信登録をお願いします。皆さんの周りの新規就農者の方々にも今すぐ登録するようぜひ呼びかけてください。

■ 登録はこちらから「青年新規就農者ネットワーク『一農ネット』でつながろう！」
→ http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html

■ お問い合わせ先
経営局就農・女性課 (Tel:03-6744-2162)

◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

～「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」～

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用を図るため、水田活用の直接支払交付金に数量払いを導入するなど、より一層の飼料用米等の振興を図る、新たな制度の全体像が示されました。

この様な中、農研機構畜産草地研究所では、県や大学、生産者の協力も得て「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」を作成し、公開しています。

